

◆ 東京大学学生自治会中央委員会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、東京大学学生自治会中央委員会と称する。

第2条 本会は、学生自治の精神に基づき、学問の自由、学生生活の向上のために、全学的な観点から、学生自治会共通の問題を連絡協議し、その解決を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事項に関する事業及び活動を行う。

- 1 各学生自治会の連絡強化
- 2 各学生自治会共通の問題に関する統一の方針の協議確認
- 3 学内諸団体の協調促進
- 4 学外諸団体との提携、連絡、交渉等
- 5 諸資料の蒐集、作成及び頒布
- 6 その他本会の目的達成のために必要な諸活動

第4条 (1) 本会は、本学のすべての学生自治会より選出された委員をもって、これを組織する。(2) 委員は、各学生自治会が、3名宛これを選出する。

但し、3名中1名は、各学生自治会の委員長でなければならない。

委員の選出方法及び任期は、各学生自治会の規約による。

第5条 本会の事務所は、本学構内におく。

第2章 機関及び役員

第6条 本会は、次の機関をおく。

総会、常任委員会

第7条 本会は、次の役員をおく。

議長、副議長

第8条 本会は、必要に応じて各種専門委員会をおくことができる。

第3章 総 会

第9条 総会は、本規約に則り、本会の事業及び活動に関して決議し、又、常任委員会の活動を監督、援助する。

第10条 総会は、第4条によって選出された本会委員全員をもって、これを構成する。

第11条 定例総会は、毎月1回開催する。その招集は、議長がこれを行う。

第12条 議長は、次の場合、臨時総会を招集しなければならない。

- 1 常任委員会の要請
- 2 委員5名以上の要請
- 3 議長が特に必要と認める場合

第13条 総会は、過半数の委員の出席をもって成立する。

但し、出席委員の属する学生自治会の数は、すべての学生自治会の3分の2以上でなければならない。

第14条 総会の決議は、出席委員の過半数をもって成立する。

投票権は、各委員一個とする。

第15条 総会の決議は、各学生自治会の自主性を拘束するものではない。

第4章 常任委員会

第16条 常任委員会は、総会の決議に基づき、本会の事業及び活動を行う。

第17条 常任委員会は、第4条により選出された委員3名のうちから、各学生自治会が1名宛選出した常任委員をもって、これを構成する。

第18条 定例常任委員会は、毎週1回、議長が、これを招集する。議長が必要と認めたとき又は委員3名以上の請求があるときは、臨時会を開かねばならない。

第19条 常任委員会は、常任委員の3分の2の出席をもって成立する。

第20条 常任委員会の決定は、出席委員の過半数をもって成立する。

第5章 議長、副議長

第21条 (1)総会は、常任委員のうちから、議長及び副議長を選出しなければならない。

(2)議長及び副議長の任期は6か月とする。

但し、再選されることができる。

(3)議長は、中央委員会を代表し、総会及び常任委員会の会議を主宰する。

(4)副議長は、議長を助け、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

第6章 専門委員会

第22条 専門委員会は、特殊の問題を解決するため、第8条に基づき、総会の決議によって設置される。

第23条 専門委員会は、総会の承認を得て、本学学生の中より、議長が、これを任命する。

第24条 専門委員会は、当該問題が解決したときは、総会の決議によって解散する。

第7章 会計

第25条 本会の会計事務については、常任委員の中から専任委員を設けて、これを行わせる。

第26条 本会の経費は、学生自治会負担金及びその他の収入をもって、これに充てる。各学生自治会の負担金は、総会において負担額を予定し、各学生自治会の承認によって決定する。

第27条 本会の決算は、毎会計年度の終了後、会計監査員の監査を受けなければならない。

会計監査員は、本会委員中、非常任委員の中より2名を互選によって任命する。

第28条 会計委員は、総会に予算を提出し、決算を報告し、その承認をえ、これを全学生に告示しなければならない。

第29条 本会の会計年度は、上半期は、6月1日より11月30日まで、下半期は、12月1日より5月31日までとする。

第8章 附 則

第30条 本規約において、学生自治会とは、各学部の学生自治会をいう。

第31条 本規約は、すべての学生自治会の承認によって発効する。

第32条 本規約の改正は、総会の決議と、すべての学生自治会の承認によって行われる。

中央委員会規約に関する覚書

1 本規約第3条第2号にいう「協議」とは、討論を意味し、「確認」とは、各委員のその学生自治会への報告にあやまりのないように、討議の状況を確認することを意味する。

2 本規約第14条にいう「出席委員」とは、投票する出席委員の意味であって、委任状による投票は認めない趣旨である。

3 本規約第31条及び第32条にいう「学生自治会の承認」とは、各学生自治会の大会の決議若しくは各学生自治会規約において、これと同等の効力を有するものと認めた方法による承認を意味する。

◆ 東京大学におけるハラスメント防止のための 倫理と体制の綱領

平成12年7月11日
評議会

東京大学は、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント及びその他のハラスメント（以下「ハラスメント」という。）について、教育・研究の場である大学に適した倫理を明らかにするとともに、ハラスメントに対する防止や救済のための学内体制を整えるために、この綱領を定める。

I ハラスメント防止のための倫理

1. セクシュアルハラスメント防止のための倫理

(1) 基本的考え方

大学は、学生・教職員を主たる構成メンバーとするアカデミック・コミュニティである。東京大学は、このコミュニティに属するすべてのメンバーが、個人として尊重され、自律的に活動する権利を持つことを確認する。この権利を侵害するセクシュアルハラスメントを防止し、被害に対する公正な救済を保障することは、より良い教育・研究環境の維持に不可欠である。

学問の府としての大学が、その社会的使命を果たしていくために、教員をはじめとしてその構成員には多くの自由と自律性が保障されている。この自由と自律性は、同時に構成員間に一般社会とは異なる力関係を生み出している。たとえば、教員と学生との間には、教育・指導・評価を与える者とこれを受ける者という関係が存在する。教育のために教員に付託された学生に対するこのような影響力を教員が濫用することになれば、教員に対する学生の信頼を裏切るばかりでなく、社会的に認知されてきた大学における教育・研究の自由や自律性の基礎を失うことになる。教育・研究に携わるすべての大学人は、大学における自由の保障には、自己規律の義務が伴うことを十分認識しなければならない。すなわち、本学のアカデミック・コミュニティに属するすべての構成員は、教育・研究・就業の望ましい環境から恩恵を受ける立場にあるだけでなく、自らもまたそうした環境の維持と向上の一翼を担っていることを深く自覚し行動しなければならない。また、本学の有形無形の教育・研究環境は、開学以来男性を中心とする状況のもとで形成してきた。しかし今後は、性別を問わずすべてのメンバーが快適に活動できる教育・研究環境を保障するための積極的努力が必要である。

(2) セクシュアルハラスメントの定義と基本的取り組み方

セクシュアルハラスメントは、「他の人を不快にさせる性的言動」と定義される。その態様としては、身体的接触、視線、性的内容の発言など、様々なものが含まれる。また、「性的な言動」には、性的な関心や欲求に基づく言動のほか、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動等も含まれる。「性的な言動」に対し、相手が「不快」と感じれば、基本的にそれはすべてセクシュアルハラスメントである。個人の尊厳を深く傷つけるセクシュアルハラスメントは、人格権の侵害である。

セクシュアルハラスメントは、次の二つに大別される。第一は、相手に教育、研究、指導、助言、採用、就業などの関係で、利益や不利益を与えることのできる立場にある者、特に教員や上司が、その立場を利用して相手に性的対応を求める、いわゆる地位利用型（または対価型）セクシュアルハラスメントである。第二は、「不快な性的言動」によって、教育・研究・就業の環境を害する環境型セクシュアルハラスメントである。これには、性的言動の対象者以外の者が「不快」と感じた場合、あるいは性的言動が特定の相手に向けられたものではない場合（たとえば性的な画像や文書の提示、掲示など）も含まれる。

本学は、このような多様な形態を持つセクシュアルハラスメントを徹底的に防止するための体制を整える。また、セクシュアルハラスメントの被害やこれを原因として生じたと判断されるような、教育上、就業上の不利益に対しては、迅速かつ適切に対処する体制を準備する。ある種のセクシュアルハラスメントの場合には、被害者が不快であることを表明することによって解決も可能であると思われる。しかし、個々人の感じ方の違いなどのために、加害者は被害者が不快と感じていることを認め

ないなど、当事者間での解決が難しい場合も多いと予想される。そこで本学では、個々の状況に柔軟に対応できるような相談体制と苦情処理手続の体制を準備する。

2. アカデミックハラスメント防止のための倫理

(1) 基本的考え方

東京大学は、東京大学憲章の前文で「大学は、人間の可能性の限りない発展に対してたえず開かれた構造をもつべき学術の根源的性格に由来して、その自由と自律性を必要としている」と謳っているように、教育研究の充実発展という社会的使命を果たしていく上で、大学における自由と自律性が重要であることを深く認識している。この自由と自律性は、とりもなおさず、大学というアカデミック・コミュニティの構成員一人ひとりの自由と自律性を基礎として成り立っており、大学にはこれを保障するための様々な制度が存在している。

ところで、自由と自律性がこれほど手厚く保障されている大学では、構成員の間に一般社会とは異なる権力関係が生ずる。教員と学生およびそれに準ずる者との関係を例に取ると、そこには教育・指導・評価を与える者とこれを受ける者という、非対称的な力関係が存在する。教員は学生等に大きな影響力を及ぼす存在である。その権力は、当然のことながら、教育という目的の実現のために各教員に付託されたものである。教育には厳しさが必要だが、それは学生を対等な人格として認め、その人格を尊重することが前提である。教員が学生に与える、教育・指導・評価は、あくまで厳正・中立・公正・公平なものでなければならない。

権力のあるところには常に濫用の危険が存在する。教育・研究のために多くの自由と自律性が保障されている大学においてはなおさらである。東京大学憲章が定めている、「すべての構成員がその個性と能力を十全に發揮しうるよう、公正な教育・研究・労働環境の整備」(東京大学憲章19)を図るために、こうした権力の濫用を防止するための体制が整備されなくてはならない。

(2) アカデミックハラスメントの定義と基本的取り組み方

アカデミックハラスメントとは、大学の構成員が、教育・研究上の権力を濫用し、他の構成員に対して不適切で不当な言動を行うことにより、その者に、修学・教育・研究ないし職務遂行上の不利益を与える、あるいはその修学・教育・研究ないし職務遂行に差し支えるような精神的・身体的損害を与えることを内容とする人格権侵害をいう。東京大学憲章19に定める基本的人権を侵害する行為もこれに含まれる。またアカデミックハラスメントの加害ー被害は、狭い形式的意味での教員ー学生という身分関係にのみ発生するわけではない。東京大学が構成員全員に保障している「その個性と能力を十全に發揮しうるような、公正な教育・研究・労働環境」を、当事者間の力関係の非対称を背景とする権力の濫用によって破壊したり奪ったりする言動は、広くアカデミックハラスメントに含まれることに留意してほしい。

アカデミックハラスメントの防止と解決には、それぞれの部局の教育・研究現場の実情に即した対応と環境改善に努めることが、なによりも重要である。それゆえ全学的なアカデミックハラスメント防止体制に加えて、各部局が自らの責任においてアカデミックハラスメントの防止と解決のための体制を整えることが喫緊の課題となる。

東京大学は、全学および各部局の総力を挙げて、アカデミックハラスメントの防止と解決にあたっていく決意である。

3. その他のハラスメント防止のための倫理

セクシュアルハラスメント及びアカデミックハラスメント以外にも、所謂パワーハラスメント及び修学・教育・研究ないし職務遂行とは離れた場でのハラスメント（例えば、飲酒の強要、不正行為の強要及び宗教・思想への関与など）が考えられる。

東京大学は、これらのセクシュアルハラスメント及びアカデミックハラスメントには分類されないその他のハラスメントについても、セクシュアルハラスメント及びアカデミックハラスメントと同様の体制において、防止と解決にあたっていく。

II ハラスメント防止・救済のための体制と手続

東京大学では、ハラスメントを防止するためにハラスメント防止委員会を設けるとともに、ハラスメント相談所を設置してハラスメントの苦情相談を受け付ける。それによって、ハラスメントがなされた場合はもちろん、それを原因として、被害者が修学上、就業上その他の不利益を被った場合にも、迅速かつ適切に対処する。

1. ハラスメント相談

ハラスメントの被害にあつたり、それに関連して何らかの不利益を受けたりした場合には、決して自分を責めたり、自分だけで問題を抱え込んだりはせず、本学のハラスメント相談窓口等を積極的に利用して問題を解決することが望まれる。ハラスメント相談所では、カウンセリング経験が豊富な専門員が待機しており、相談者の立場に立った相談が受けられる。その他に学生相談所、保健・健康推進本部、部局にある相談窓口を利用することもできる。

相談は直接面談によるほか、手紙、電話、ファックス、電子メールでも受け付ける。相談にあたっては相談者のプライバシーが最大限保護されることは言うまでもない。相談の目的は、あくまでも問題解決と被害拡大の防止であり、相談者はカウンセリングを受けることなどを通じて、どのような解決方法があるかを知ることができる。もちろん問題解決のための諸手続についての説明を受けることもできる。

2. ハラスメント防止委員会への申立て（苦情申立て手続）

ハラスメント防止委員会は、啓発活動や構成員への研修を行うほかに、ハラスメントの被害にあつた場合の申立てに対し、責任を持って対処する。その具体的方法としては、全学又は部局による①通知②調停③事実調査班による事実調査に基づく、救済措置や再発防止のための措置の勧告の3つがある。申立人がどの手続を利用するかは、当人の判断に任せられる。

通知は、申立人の希望によって、苦情申立てのあったことを相手方又は相手方の所属する部局の長に通知し、解決と防止を図るものである。通知を希望する申立てがなされた場合、ハラスメント防止委員会は、ハラスメント被害の解決と将来における防止のために通知を行うことが適当であるかを審査し、適当であると判断した場合には通知を行い、併せて解決と防止のための必要な措置について勧告する。通知が行われた後においても、申立人は調停や事実調査班の設置を求めることができる。調停は、当事者間の話し合いを通じて解決方法を探るものである。申立人の希望により調停を行う場合には、予備審査を経て設置されたハラスメント防止委員会の調停班は、調停の際に申立人の意向をできるだけ尊重し、解決策を押し付けるようなことはしない。調停手続を選択した場合にも、申立人はいずれの時点においてもこれを打ち切ることができるし、事実調査班による事実調査に移行することを求めることができる。

救済措置を求める訴えがなされた場合には、ハラスメント防止委員会は予備審査を経て事実調査班を発足させる。事実調査班は事実関係調査に必要な調査権限を持ち、原則的には6ヶ月以内にハラスメント防止委員会に調査結果を報告する。ハラスメント防止委員会はこの報告を受け、すみやかに、救済や再発防止に必要な措置についての案をまとめ、総長に勧告する。

ハラスメント防止委員会の決定は公表される。その際、どのような被害に対しどのような救済・防止措置が必要と判断されたかは公表（大学記者会加盟報道機関への資料配布または記者会見）するが、当事者の氏名その他、当事者が特定されるような情報は伏せるなど、当事者のプライバシーは最大限保護されなければならない。

ただし、懲戒処分手続が後行する場合については、懲戒処分の公表に委ねる。また、事案の性質、関係者の意向、当事者の在職退職の別、その他を考慮し、当事者が特定される形で公表するものとができるものとし、または、公表しないとするものとする。後二者の場合、委員長はハラスメント防止委員会にその旨報告をしなければならない。

3. その他

(1) 報復やもみ消し等の防止

相談や救済のための申立てを行った者や、事実調査に協力した者、その他手続に関わった者が報復を受けることは、あってはならないことである。明らかな報復でなくても、報復をほのめかすことも同様である。事件が発覚後、事件の揉み消しを図ったりすることもある。また、相談や申立てを行った者が、そのことで相手方のみならず関係者、第三者からも不利益な扱いを受けることはあってはならない。もしそのような事態が発生した場合には、そうした行為にも本綱領を適用し、これらに対しても大学の関連諸規則に基づき、厳正な態度で対処する。

(2) 相談員等の守秘義務

ハラスメントの相談員には守秘義務がある。相談や救済の申立てに関与した相談員等は、相談することで知り得た相談内容などの当事者や関係者のプライバシーや秘密を漏洩してはならない。

(3) 虚偽申立て等の禁止

虚偽であることを知って、嘘の相談や救済申立てをしてはならない。また、事実調査の際に、虚偽の証言や十分な根拠がないままに無理に真実である旨の証言をすることはしてはならない。ただし、自分が実際に見聞ないし経験したことについては、これを他の証拠を示して証明することができないからといって、「根拠がない」とされるわけではない。

III この綱領が適用される範囲

この綱領は、本学の構成員である、学生（研究生、科目履修生等を含む）及び教職員（非常勤を含む）に対して、その行為が行われた場所（学内外）や時間を問わず、広く適用される。被害者が既に本学の構成員ではなくなっている場合にも、そのことだけで本綱領で定めた学内制度の利用が出来なくなるわけではない。また、本学における教育・研究活動および職務の遂行に關係して本学の構成員が接する学外者（以下「本学の関係者」）と本学の構成員との間に発生したハラスメントの場合には、本学の構成員が加害者であり、かつ教育・研究活動および職務の關係において発生したときにこの綱領を適用する。加害者が本学の関係者である場合にも、被害者が本学の構成員であるときにはこの綱領を準用し、その精神にそって適切な措置を求める場合がある。被害者はいずれの場合であっても、ハラスメント相談や苦情申立ての手続を利用することができる。

◆ ハラスメント相談所

ハラスメント相談所は、ハラスメントに関する相談を受けています。

その言動がハラスメントかどうか迷う場合でも相談できます。

- 専門の相談員が対応します。英語でも相談できます。
- 対応についてのコンサルテーションも行っています。
- プライバシーは厳守されます。安心してご相談ください。
- 相談は、オンラインフォームより予約をお取りください。
- 所属キャンパスに関わらず、本郷・駒場・柏相談室のどこでも利用できます。

【受付・相談時間】月～金(祝日除く)

10:00-12:00, 13:00-17:00

【電話】 03-5841-2233

【E-Mail】 soudan@har.u-tokyo.ac.jp

【URL】 <https://har.u-tokyo.ac.jp>

<ウェブサイト>



【予約・問い合わせ】

QRコードを読み取り、ハラスメント相談所ウェブサイトトップページの
オンラインフォームよりお申し込みください。

◆ 本郷構内の自転車・バイクの利用について

本郷地区キャンパス（浅野キャンパス及び弥生キャンパスを含む）では、良好な歩行空間の確保、自転車・バイクの効率的な整理・整頓等を行うために、平成19年度より本郷地区統一の自転車・バイクの登録制度、平成21年度より利用負担金制度を実施しています。

通学等に自転車・バイクを利用する者は、必ず許可申請を行い、許可証を各自の自転車・バイクに貼付し、交通ルールを遵守するとともに、駐輪・駐車場として指定された場所へ駐輪・駐車してください。

なお、申請資格に該当しない者は、駐輪・駐車を許可していません。

1. 申請資格

- (1) 自転車駐輪許可証（対象：自転車、電動アシスト自転車等）
 - ・本学教職員及び学生等
- (2) バイク駐車許可証（対象：自動二輪車、原動機付自転車等）
 - ・学生等で、通学距離が片道2km以上で入構する必要があると総長が認めた者
 - ・本学教職員及び学生等で、特段の事由があると総長が認めた者

2. 申請手順

- (1) 自転車駐輪許可証（対象：自転車、電動アシスト自転車等）
 - ・本学教職員及び学生等

スマートフォンから自転車Web申請登録システムに登録し、QRコードを取得後、取扱店（生協）で同コードを提示して利用負担金（学生1,000円、教職員2,500円）を支払い、許可証を受け取る。
- (2) バイク駐車許可証（対象：自動二輪車、原動機付自転車等）
 - ・本部環境課にて承認の手続きを受けてから、取扱店（生協）にて利用負担金（15,000円）を支払い、許可証を受け取る。

3. 有効期限

自転車駐輪許可証及びバイク駐車許可証共に、交付年度の年度末までとする。

4. 駐輪・駐車について

本郷地区キャンパスでは、指定した場所のみ駐輪・駐車を許可しています。指定された場所以外に駐輪・駐車している自転車・バイクは、近くの駐輪・駐車場へ移動する事があります。未登録で駐輪・駐車している自転車・バイクは東京大学本郷構内交通規則に則り、警告の上、違反自転車置場へ移動し施錠を行います。また、所定の手続きによる警告・告知等を行ったうえで、所有者が不明な自転車・バイクについては一定の保管期間の後、廃棄処分します。

5. 遵守事項

本郷構内では、以下の交通ルールを遵守してください。

- ・東京大学本郷構内交通規則に従うこと。
- ・許可証は、他人に貸与又は譲渡しないこと。
- ・許可証シールは自転車・バイク後方の見やすい場所に貼付すること。
- ・赤門、正門、弥生門を通行する際は、降車し手で押して入出構すること。(弥生門は自転車のみが対象)
- ・指定された場所以外には、駐輪・駐車をしないこと。
- ・誘導ブロック（点字ブロック）の上及び誘導ブロック周辺60cm以内には、駐輪・駐車しないこと。
- ・夜間に走行する際は、照明器具を点灯させること。
- ・構内を車庫代わりに利用するような行為を行なわないこと。
- ・自転車・バイクが不用になったときは構内に放置せず、自らの責任で処分すること。
- ・構内での事故・盗難・損害については、自ら責任を負うこと。
- ・騒音発生や大気汚染の防止に努めること。
- ・自転車・バイクを大学の工作物に、鎖・ワイヤー錠等で繋ぎとめないこと。繋ぎとめた場合、鎖・ワイヤー錠等を切断されても大学に対して一切その責任を求めないこと。
- ・翌年度、駐輪許可証を更新せずに2ヶ月以上放置した自転車は、所有権を放棄しその処分を大学に一任すること。
- ・ヘルメットを着用すること。

また、通学路や普段の生活でも、自転車と歩行者、自転車と自動車の事故が増えています。交通ルールを遵守し、自分も他者も守れるよう、照明を点灯し、スピードを出しすぎないなど気を付けて運転しましょう。

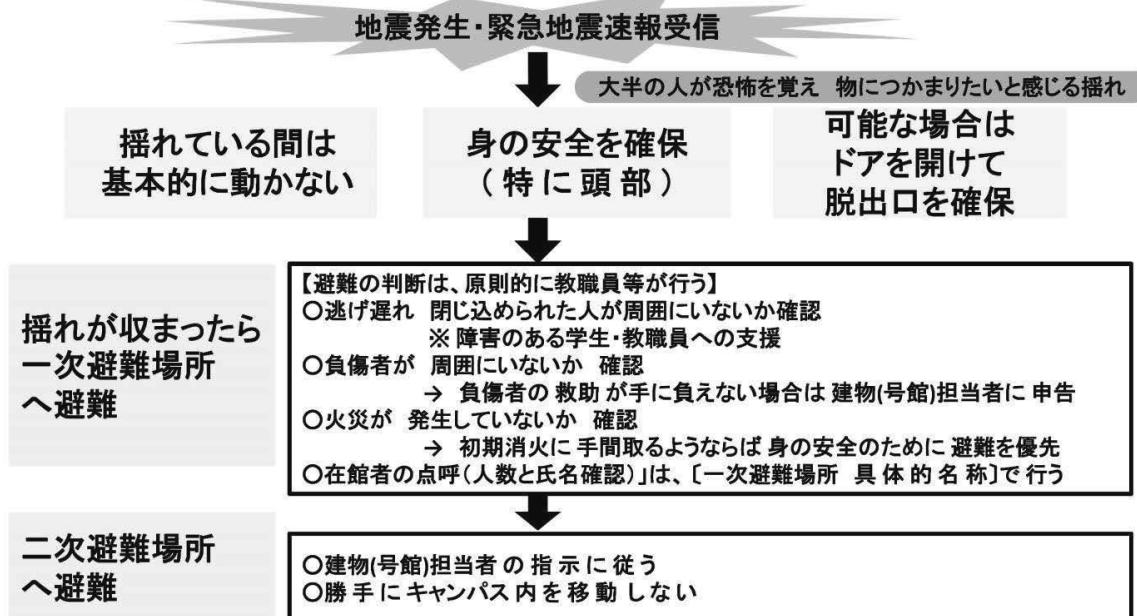
詳細およびその他の交通ルールに関しては、東京大学のホームページより、本郷構内の自転車・バイク通学等 (https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/campus-life/h13_05.html) をご覧ください。

◆ 地震が発生したときの対応

本学では、学内において震度5弱以上の地震が発生したときにとるべき行動の指針を以下のように定めています。地震が発生したら、まずは各自が自分の身の安全を確保し、揺れが収まつたら教職員の指示に従い行動するとともに、**安否状況**（《参考1》参照）を必ずお知らせください。

一次避難場所は建物前、二次避難場所は部局ごとに指定されています（《参考2》参照）。自身の部局の避難場所を把握してください。わからない場合は、各部局の事務に問い合わせ願います。

震度5弱以上の地震における初動の行動指針



【留意点】

- 交通機関がストップしたり、学外で火災が発生する危険があるため、基本的には帰宅せず一旦学内に留まってください。
- 震度6弱以上の地震が発生した場合、本学の応急危険度判定組織が学内の建物の安全性を調査し、判定結果を建物の見やすい場所に掲示することになっています。判定結果が掲示されていない建物にはむやみに立ち入らず、部局災害対策本部の指示に従ってください。
- 学外で災害に遭遇した場合でも、まず身の安全をはかりましょう。その後落ち着いた段階で必ず大学へ安否状況をお知らせください（《参考1》参照）。所属部局等における点呼及び安否確認の方法と連絡先を把握してください。
- 学外でも部局災害対策本部からの指示があった場合は、それに従ってください。

《参考1》「安否確認サービス」

・居住地もしくは通学地で震度5弱以上の地震が発生した場合は、学務システムUTASに登録しているメールアドレスへ安否確認サービスから自動で安否確認メール（発信元：ut-safety@ems8.eansin.com）が送信されます。

- メールを受け取った際は、安否情報について必ず回答してください。

・メールで回答する場合は登録したメールアドレスから回答し、転送されたメールアドレスからの返信による回答は無効となります。適宜学務システム UTAS の登録状況を更新してください。

《参考2》「二次避難場所」

- ・環境安全・安全衛生ポータル 「災害時の対応情報」

https://univtokyo.sharepoint.com/sites/EHS_portal/SitePages/d/Information_on_Disaster_Response.aspx

《参考3》災害用伝言板

- ・災害発生時には、各電話、携帯電話等のサイトが災害用伝言板の提供を開始します。携帯電話事業者5社については横断的に検索できるように連携されています。家族や友人などが被災した場合、安否の確認や連絡などに活用できます。災害用伝言板の提供開始は、テレビ・ラジオなどで通知されます。
- ・毎月1日と15日、正月三が日（1月1日～1月3日）、防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）、および防災週間（8月30日～9月5日）に体験サービスを実施しています。実施時間帯詳細については各種webページをご確認ください。

【災害用伝言版へのアクセス方法】

災害用伝言版とは、震度6弱程度以上の地震などの災害発生時に、携帯電話等で安否情報を登録することが可能となるサービスです。

https://www.web171.jp/web171app/disasterTop	NTT 東日本・NTT 西日本
https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/	docomo
https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon	au
https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/boards/	SoftBank
https://www.ymobile.jp/service/dengon/	Y!Mobile
https://mobile.rakuten.co.jp/support/emergency/ ※楽天については、[web171]を推奨しています。	楽天モバイル
https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/	ahamo
https://povo.jp/disaster_board/	povo
https://www.uqwimax.jp/information/202102141.html	UQ mobile / UQ WiMax
※povo・UQmobile/UQWiMaxについては、[web171]を推奨しています。	

《参考4》「そのほかの情報」

- ・東京都「東京防災」

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1028036/index.html>
スマートフォンアプリケーションもあります。（iOS, Android）

- ・観光庁「Safety Tips」（多言語対応）

https://www.mlit.go.jp/kankochcho/news08_000325.html 「観光庁HP」
スマートフォンアプリケーションがあります。（iOS, Android）

◆ 科学研究行動規範

東京大学憲章

こういうことは研究上の不正行為です The following are examples of research misconduct

- ◆ 里つたところの結果が得られなかつたため、事実とは異なる架空の実験結果を作り、公表した。
Publishing a fabricated and/or manipulated image of experimental results when the expected results are not obtained.
- ◆ 推論に合わない実験データを意図的に削除してグラフを作成し、公表した。
Publishing a graph omitting data inconsistent with your hypothesis.
- ◆ 論文として発表した研究に関する生データや実験・観察ノート等の研究の記録を隠した。
Hiding records of a study, such as raw data and laboratory notebooks.
- ◆ 研究室の回数がミーティングで発表していたアイデアを、自らのアイデアとして公表した。
Presenting an idea originally set out by a colleague at a meeting as your own.
- ◆ 読文を作成する際、「原論や先行研究の説明は重要ではない」と考え、他者論文からそのまま引用した。
Plagiarizing introductions and summaries of previous studies from other papers, considering these sections as unimportant parts of the paper.
- ◆ インターネットで見つけた他人の文章を切り貼りして自分のレポートとして提出した。
Copying and pasting material found on the Internet without citation.

科学研究規範

Code of Conduct for Research

科学の健全な発展を目指して To Promote Responsible Conduct of Research for the Sound Development of Science

知をもす者として / As One Aspiring for Knowledge

2021年4月
April, 2021

東京大学
The University of Tokyo



I. 学術
(研究の理念)

東京大学は、真理を探求し、知を創造しようとする構成員の多様性によって、自主的かつ創造的な研究活動を重んじ、世界最高水準の研究を追求する。東京大学は、研究が人類の平和と福祉のための進歩であることを認識し、研究の方法および内容をたえず自省する。東京大学は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの評価を受け、説明責任を果たす。

東京大学における行動規範

1. 科学研究は、人類の幸福と社会の発展のために次くべからざる活動である。科学研究の成果は公開されることにより研究者相互の信頼と知識の拡張に貢献する。科学研究に携わる者は、この仕組みのもとで人類社会に貢献する責務を負っており、またそれを誇りとしている。この科学者コミュニティの一員として、研究活動について透明性と説明性と自律性を法律的に保証することに、高い倫理觀をもつて努めることは当然である。
2. 科学研究における不正行為は、こうした研究者の基本的な行動規範に真向から反対する社会の信頼を著しく損ない、ひいては科学の発展を阻害する危険をもたらす。それは、科学研究の本質そのものと矛盾する基盤を脅かす、人類に対する重大な冒犯行為である。

それゆえ、科学研究を行うにあたつては、根拠、改ざん、盗用を行わないことととり、広く社会や科学者コミュニティによる評議と批判を前提とするものである。科学の根柢にしづいければならない、科学研究に携わる者は実験・観測等の実験者、共同研究者、研究グループの責任者など市場のいかんを問はず、説明責任を果たすための具体的な指針をもつべきである。

3. 科学研究に携わる者の責任は、眞跡された研究費の適正使用の鍵点からも重要なものです。大学における科学研究を育形成態に支える無数の人々に恩をいたし、十分な説明責任を果すことは、研究活動の当然の前提であり、それなしには研究の自由はありません。その責任を果すことをよびつけてこそ、東京大学において科学研究に携わる者としての基本的な資格を備えることができる。

**科学研究行動規範についてさらに知りたいときは、
科学研究行動規範ウェブサイトをご覧ください。**
For further details, please visit the university's
"Code of Conduct for Research" website.

研究活動に関する相談窓口
Consultation on Misconduct in Research Activities
研究推進部研究倫理推進課
Research Ethics Promotion Group
TEL: 03-5841-4304
Mail: kenkyu-khan.adm@g.s.matu.tokyo.ac.jp

東京大学 科学研究行動規範 

研究活動の不正行為とは？

研究活動の不正行為：

東京大学の科学研究における行動規範では、研究活動の不正行為を次のようく定義しています。本学は、これらの中の不正行為について、調査・裁定を行います。

捏造

存在しないデータその他の研究結果等を作成すること

改ざん

研究活動によって得られたデータ、その他の研究結果等を真正でないものに加工すること

偽用

他人のアイデア、分析・解釈方法データ、研究結果、論文又は用語を当該著者の了解もしくは適切な表示なく濫用すること

その他、上記行為の説明除外等の懲戒行為又は立証妨害行為（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料又は実験武科等の履歴、履業及び未整備、立証妨害の事例による虚偽の陳述を含む。）及び上記行為の指示、命令又は授与も不正行為にあたります。もし不正行為を行った場合、不正行為のあった論文の責任者等は、懲戒や、研究費の返還、競争的資金の申請制限などの形態となることがあります。

その他の不適切な行為：

さらに、科学者コミュニティの一員として高い倫理觀を求める行動規範の趣旨から、以下のようない行はは不適切であり、決して行ってはなりません。

不適切な著者選択

論文の内容にほとんど関係がない著者をしていよいよ著者をした者を入れたり書き出したりすること

虚偽記載

例) 実際には存在しない業績等を申請書、報告書等に記載すること

重複投稿

例) 規定に反し、複数の学術誌等に実際に同一内容の論文等を投稿すること

責任ある研究活動に向けて……

信頼性・客觀性の保証：

研究結果の信頼性は、科学の発展の基盤です。研究成果の發表にあたっては、研究手法やデータ処理は適切か、再現性は十分確認されているか、先入観に偏見に捉われていないかと、慎重に検証しましょう。そのためにも、他の研究者や学生と相互に意見なく議論し、チェックし合える環境を作りましょう。論文等に誤りがあった場合、他の研究者への影響が最小限になるよう、速やかに訂正を公表してください。

研究記録・資料の保管：

研究結果は、他の研究者による厳しい評価と批判を経て「真理」として認められます。他の研究者による追試や評価に対するために、作者が原データをわざるよう、実験ノート・研究ノート等を作成して研究の記録を残し、論文等の発表後も記録やデータ、資料等を保存しておくことが必要です。

引用のマナー：

新たな発見は、先行する研究成果のうえに成り立っています。他の研究者の業績に敬意を払い、関連の先行研究を誠実に確認・評価し、自らの研究と先行研究の位置づけを明確にしましょう。適切に引用することは、自らの研究のオリジナリティを明確にすることにもつながります。

研究倫理意識向上のための取組み

研究倫理教育の実施：

本学では、全ての研究者、競争的資金等の運営・管理に関わる者に対して、研究倫理教育の徹底を掲げています。様々な教材を提供していますので、定期的に受講してください。

研究倫理ワークの開催：

本学では、毎年、研究倫理ワークを定めています。基調講演・パネルディスカッションを行う研究論理セミナー、研究倫理教材コンテストを開催してきました。

東京大学の研究者として責任ある研究活動を！

